

## 災害により損害を受けた自動車に関する減免制度

～自動車税(種別割・環境性能割)、軽自動車税(環境性能割)～

福島県では、災害により損害を受けた自動車にかかる自動車税（種別割・環境性能割）、軽自動車税（環境性能割）を、次のとおり減免できる場合がありますのでお知らせします。

### 自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割

災害により滅失又は損壊した自己の所有に係る自動車（以下「被災自動車」という。）に代わる自動車（以下「代替取得自動車」という。）を取得した場合

#### 1 対象となる自動車

- (1) 災害により滅失又は損壊のあった日から**3月以内の取得**に係るものであること。
- (2) 被災自動車について、災害を受けたことにより通常の運行が不能又は著しく困難となり、既に永久抹消登録が終了していること。  
ただし、永久抹消登録前であっても、既にディーラー等により下取りによる永久抹消登録を依頼している場合は、永久抹消されたものとみなす。

#### 2 減免する税額

被災自動車の滅失又は損壊直前の価額に、代替取得自動車の自動車税環境性能割（軽自動車税環境性能割）の税率を乗じて得た額に相当する額。

※ 「被災自動車の滅失又は損壊直前の価額」とは、被災前の自動車の車名、型式、経過年数等により算定した価額をいう。

#### 3 申請書及び添付資料

- (1) 自動車税環境性能割（軽自動車税環境性能割）減免申請書（※）
- (2) 被災自動車の「り災証明書」（り災証明書の交付を受けられない場合には、お問合わせ先の地方振興局県税部にご相談ください。）
- (3) 代替取得自動車に係る自動車検査証の写し
- (4) 被災自動車の永久抹消登録を終了したことが確認できる書類

【例】 登録事項等証明書の写し  
検査記録事項等証明書の写し 等

※ 申請書は、地方振興局県税部及び吉倉・内郷出張所の窓口に備え付けてあります。

#### 4 申請期限

代替取得自動車の登録時（自動車税（軽自動車税）の申告書を提出するとき）

## 自動車税種別割

※軽自動車税種別割は市町村所管です。

災害により自己の所有に係る自動車に損害を受け、相当の修繕費（その損害につき保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く）を要すると認められたもの

### 1 減免する税額

当該自動車税種別割の税額に、次の表の左欄に掲げる自動車に係る修繕費の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる軽減率を乗じて算定した額。

修 繕 費	軽 減 率
自動車の取得価額の10分の3以上10分の4未満	10分の3
自動車の取得価額の10分の4以上10分の5未満	10分の4
自動車の取得価額の10分の5以上	10分の5

※ 「相当の修繕費」とは、当該自動車の被災前の価額の30%以上に達するものをいう。

※ 上記の表の「自動車の取得価額」とは、被災前の自動車の車名、型式、経過年数等により算定した価額をいう。

### 2 申請書及び添付書類

- (1) 自動車税（種別割）減免申請書（※）
  - (2) 被災自動車の「り災証明書」（り災証明書の交付を受けられない場合には、お問合わせ先の地方振興局県税部にご相談ください。）
  - (3) 修繕費の明細書及び請求書（領収書）の写し
- ※ 申請書は、地方振興局県税部の窓口に備え付けてあります。

### 3 申請期限

災害のやんだ日から **60日** を経過する日まで

#### お問合わせ先

- 県北地方振興局県税部：TEL 024-521-2702
- 県中地方振興局県税部：TEL 024-935-1261
- 県南地方振興局県税部：TEL 0248-23-1519
- 会津地方振興局県税部：TEL 0242-29-5261
- 南会津地方振興局県税部：TEL 0241-62-5213
- 相双地方振興局県税部：TEL 0244-26-1127
- いわき地方振興局県税部：TEL 0246-24-6025

※ 自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割のお問合わせ先は、県北・いわき地方振興局県税部となります。

#### 申請手続き場所

- 自動車税種別割  
**最寄りの地方振興局県税部**
- 自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割  
**県北地方振興局吉倉出張所、いわき地方振興局内郷出張所**